

令和7年度税制改正大綱

令和6年12月20日に令和7年度の税制改正大綱が発表されました。どのような方針で、どのような税制が施行されるのか、主なトピックを紹介いたします。



【中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等】

資本金1億円以下の中小法人のうち、所得の金額が年10億円以下の事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される法人税の軽減税率15%の適用が「令和9年3月31日までに開始する事業年度」までとなり、**2年間延長**されます。

※ただし、以下の見直しが実施されることに注意が必要です。

- ・ 所得の金額が年10億円を超える事業年度については、軽減税率が17%に引き上げとなります。
- ・ グループ通算制度の適用を受けている法人は適用除外となります。



対象	本則税率	軽減税率	
大法人 (資本金1億円超)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%
	// ※所得10億円超の場合	19%	17%

【中小企業経営強化税制の拡充等】

中小企業経営強化税制※の適用期限が

「令和9年3月31日までに開始する事業年度」までとなり、**2年間延長**されました。

また、対象設備に、「工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物」が新たに追加されることとなりました。

※中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金の額等が3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる税制



【年収103万円の壁への対応】

近年の物価上昇による実質的な税負担の増加を踏まえ、いわゆる103万円の壁(給与所得控除55万円+基礎控除48万円)が**123万円(給与所得控除65万円+基礎控除58万円)**に引き上げられます。

	改正前	改正後
基礎控除	48万円	58万円
給与所得控除	55万円	65万円
控除額合計	103万円	123万円



また、「**特定親族特別控除**」という仕組みが新設され、19歳から22歳までの大学生年代の子等の年間収入について、**123万円(基礎控除である65万円を差し引いた後の合計所得金額が58万円)までは親が特定扶養控除と同額である63万円の所得控除を受けられ、188万円までは親が受けられる控除の額が段階的に減少していくという仕組みが導入されます。**

大学年代の子等の給与金額	大学年代の子等の合計所得金額	特定親族特別控除額
123万円超150万円以下	58万円超85万円以下	63万円
150万円超155万円以下	85万円超90万円以下	61万円
155万円超160万円以下	90万円超95万円以下	51万円
160万円超165万円以下	95万円超100万円以下	41万円
165万円超170万円以下	100万円超105万円以下	31万円
170万円超175万円以下	105万円超110万円以下	21万円
175万円超180万円以下	110万円超115万円以下	11万円
180万円超185万円以下	115万円超120万円以下	6万円
185万円超188万円以下	120万円超123万円以下	3万円



【結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置】

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が**2年延長(令和9年3月31日まで)**されます。

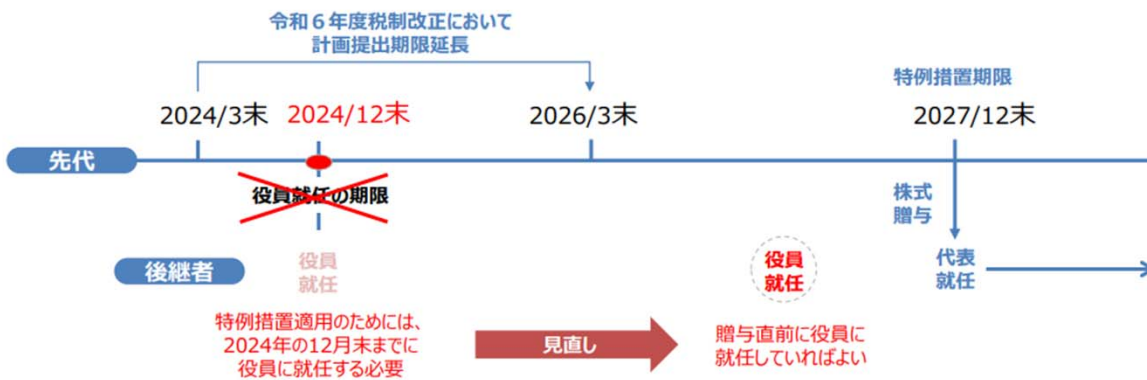


【事業承継税制(特例措置)の見直し】

法人が事業承継税制の特例措置を受けるためには「役員就任要件」を満たさなければならず、令和9年12月31日の3年前である、令和6年12月31日までに後継者を自社の役員に就任させる必要がありました。

今回の改正により、この役員就任期間が「**贈与の直前において役員等であること**」に緩和されるため、**特例措置に限っていえば事実上撤廃される形となり、後継者は自社株の贈与を受ける直前までに役員に就任しておけばよい事となります。**

後継者要件	改正前	改正後
役員就任要件	贈与の日まで3年以上継続して役員等であること	贈与の直前において役員等であること



ただし、事業承継税制(特例措置)の適用を受けるためには

- ・特例承認計画の作成と提出
※提出期限: 令和8年3月31日、
- ・株式の贈与等の事業承継の実施
※実施期限: 法人は令和9年12月31日、個人は令和10年12月31日
が必要という点はこれまでと変わりありません。

事業承継にお悩みであれば、
ぜひお早めに弊社まで
ご相談ください！



【ご存知ですか？「くるみん認定」と「えるぼし認定」】

企業の働きやすさへの取り組みを示す指標として、「くるみん認定」と「えるぼし認定」があります。

いずれも、子育て支援や女性の活躍推進に積極的な企業に与えられる認定制度で、企業のイメージ向上や採用活動にもプラスに働くだけでなく、税制優遇を受けることができるという側面もあります。

そのメリットや取得条件について詳しく紹介いたします。

〇くるみん認定

「くるみん認定」とは？



くるみん認定は、厚生労働省が認定する「**子育てサポート企業**」の証です。企業が子育て支援に積極的に取り組み、一定の基準を満たした場合に付与されます。

認定基準

企業がくるみん認定を取得するには、以下の条件を満たした上で、**都道府県の労働局雇用環境・均等部に提出に認定申請の手続きを行う必要があります。**

- ①行動計画の策定
- ②計画期間
- ③計画の実施と目標達成
- ④計画の周知
- ⑤男性従業員における育児休業や育児休暇の取得割合とその公表
- ⑥女性従業員における育児休業などの取得割合とその公表
- ⑦3歳～小学校就学前の子どもを育てる労働者への労働時間の短縮や始業時刻の変更といった措置
- ⑧時間外労働時間に関する事項
- ⑨時間外労働削減、有給取得促進、多様な労働条件整備のいずれかの措置について目標を定めて実施すること
- ⑩コンプライアンス遵守



〇えるぼし認定



「えるぼし認定」とは？

えるぼし認定は、女性活躍推進法に基づき、厚生労働省が「**女性の活躍促進に積極的に取り組む企業**」として認定する制度です。取得企業は、女性が働きやすい職場環境を整備し、一定の基準を満たしていることが証明されます。

認定基準

企業がえるぼし認定を取得するには、以下の5つの評価項目のうち、一定の基準を満たしたうえで、都道府県の労働局雇用環境・均等部に認定申請の手続きを行う必要があります。

- ① 採用: 女性の採用比率が一定水準以上であること
- ② 継続就業: 女性の勤続年数が男性と比べて極端に短くないこと
- ③ 労働時間等の働き方: 長時間労働の抑制など、柔軟な働き方を推進していること
- ④ 管理職比率: 女性管理職の割合が一定水準以上であること
- ⑤ 多様なキャリアコース: 女性の職業選択やキャリア形成の支援を行っていること

また、えるぼし認定は5個中何個の評価項目において基準を満たしているかにより、1つ星から3つ星の3段階に分類されます。



くるみん認定・えるぼし認定の取得メリット

- ・企業イメージの向上: 子育て支援に積極的な企業として社会的信頼を得る
- ・人材採用に有利: 仕事と家庭の両立を支援する企業として、優秀な人材の確保につながる
- ・従業員の定着率向上: 働きやすい環境の整備により、従業員の満足度が向上する
- ・公共調達での加点対象: 一部の公的機関の入札において優遇措置を受けられる
- ・助成金への優遇措置: 認定取得により、一部助成金の支給率の割り増しや最大支給額の引上げ等の優遇が受けられる
- ・融資面での優遇措置: 日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」に関し、金利の優遇を受けることができる
- ・税制面での優遇措置: 賃上げ促進税制の上乗せ要件として、くるみん認定またはえるぼしの2つ星以上の認定を受けている場合、**税額控除率に関してプラス5%の上乗せを受けることができる**

葵パートナーズの【DX推進】に関する取り組みを紹介します！

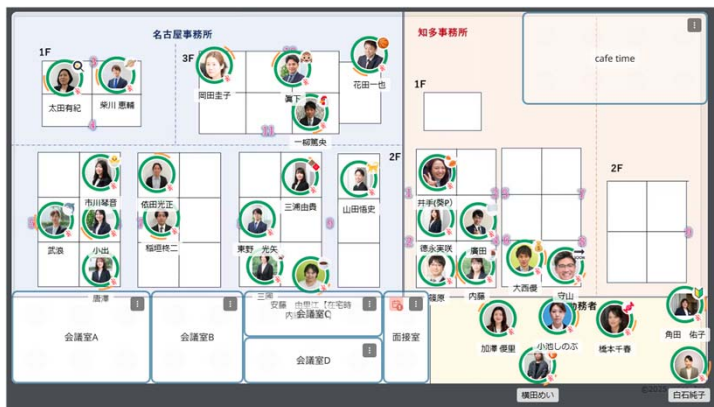
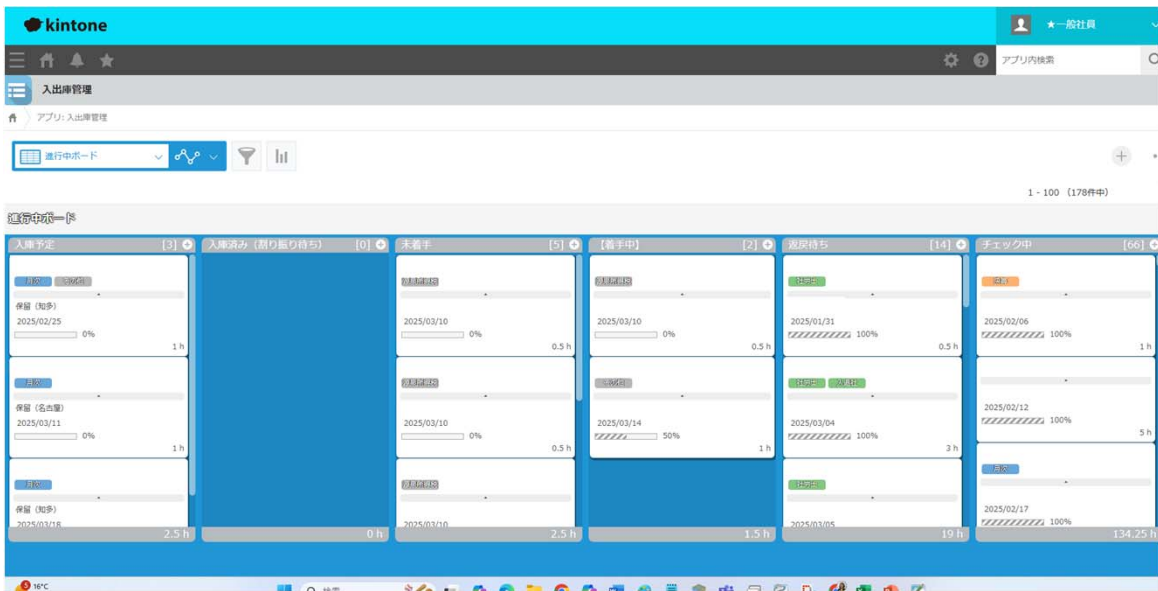
弊社ではDXの推進に向けて様々なツールを使用しています！
今回は、そんな取り組みのうちの一部をご紹介します。



弊社では業務管理で【kintone】を使用しています！
・顧問先様のデータ等の情報の一元管理
・各社員のタスクの管理
等を視覚的にわかりやすく行うことが可能です。

<タスクの管理画面のイメージ>

こんな感じで、着手可能な業務を可視化することで、属人化・業務の滞留を防ぎ、円滑に業務が進むような体制にしています。



インターネット上の仮想空間を利用したコミュニケーションツールです。
在宅勤務を行っている社員も多いため、スムーズに業務を進めるためには欠かせないツールです！

<oviceの画面イメージ>

こんな感じで、弊社の場合は事務所を仮想空間上に再現しています。
隣に座っている社員に話しかけると同じようなイメージで、遠隔地にいる社員でも、気軽に他の社員とコミュニケーションをとることができます。自分が表示している画面を相手と共有しながらのビデオ通話も可能なため、資料を相手と共有しながら業務の進め方を話し合ったりと、常に利用しています。



新入社員紹介

1月に入社した社員の紹介です。
どうぞよろしくお願いいたします！



三浦 由貴(みうら ゆき) 名古屋市立大学 経済学部卒

大学で簿記を初めて学んだことをきっかけに
税理士の仕事に興味を持つようになりました。
学生時代に簿記論、財務諸表論を取得し、現在は
消費税法の勉強をしております。
税理士資格取得に向け知識を深めるとともに、
常に新しい経験を積み重ね、お客様により良い
サービスを提供できるよう全力で取り組んでまいります。
よろしくお願いいたします。



依田 光正(よだ みつまさ) 中央大学 経済学部卒

IT企業、アパレル販売員、税理士事務所を経て、
葵パートナーズに入社いたしました。様々な業界を
経験したことを生かし、多彩な視点で何事にも
前向きに取り組む、新しい風を吹かせます。
「依田になら何でも任せられる」そんな存在に
なりたいです。武田信玄の「風林火山」のように、
スピード感持って業務に取り組み、時には熱く、
時には冷静沈着に、ドシッと構え、会社のために
尽力します！



稲垣 柊二(いながき しゅうじ) 愛知工業大学 工学部卒

前職では主に公共建築の施工管理に携わり、学校などの
工事現場で工程・品質・安全管理を担当しておりました。
現場を円滑に進めるため、計画を立てるだけでなく、問題
解決力や調整力も求められました。その経験を活かし、経
営者の皆さまに寄り添い、実践的なサポートができる税務
のプロを目指しております。現在は税理士を目指し、専門
学校にも通い、知識を深めている最中です。お客様の経
営を力強く支えられるよう、全力で取り組んでまいります！

